

～国民年金保険料の免除期間・納付猶予期間がある方へ～  
**国民年金保険料の追納をおすすめします！**

国民年金保険料の免除、納付猶予、学生納付特例が承認された期間があると、保険料を全額納めたときに比べ、将来受け取る老齢基礎年金の年金額が少なくなってしまいます。

そこで、将来受け取る老齢基礎年金の年金額を増やすために、10年以内であれば、これらの期間の保険料をさかのぼって納める(追納する)ことができます。

**追納に関する注意事項**

- 1 一部免除の承認を受けていた期間に、残りの納付すべき保険料を納めていない場合は、追納できません。
- 2 免除等を受けた期間のうち、原則古い期間の保険料から納めていただきます。
- 3 免除等を受けた期間の翌年度から数えて3年度目以降に追納する場合は、当時の保険料額に一定の加算額が上乘せされます。
- 4 追納するためには、申し込みが必要です。

**令和6年3月末日までに追納する場合の1か月分の保険料額**

年度	追納額			
	全額免除 納付猶予 学生納付特例	4分の3免除	半額免除	4分の1免除
平成25年度	15,190円	11,390円	7,600円	3,800円
平成26年度	15,340円	11,510円	7,670円	3,830円
平成27年度	15,670円	11,750円	7,830円	3,920円
平成28年度	16,330円	12,240円	8,160円	4,080円
平成29年度	16,540円	12,410円	8,260円	4,130円
平成30年度	16,370円	12,270円	8,190円	4,090円
令和元年度	16,430円	12,320円	8,210円	4,100円
令和2年度	16,540円	12,400円	8,270円	4,130円
令和3年度	16,610円	12,460円	8,300円	4,150円
令和4年度	16,590円	12,440円	8,290円	4,150円

※令和2年度以前の保険料には、一定の加算額が含まれています。

追納のお申し込み、ご相談は、上記の問い合わせ先までお願いします。

